**平成２６年（フ）第２４号**
京都府京丹後市大宮町口大野117番地
破産者　明和金属興業有限会社
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２７年（フ）第３４５号**
大分市大字羽屋931番地の９
破産者　新栄建材有限会社
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第３６５号**
静岡県浜松市東区中郡町718番地
破産者　エース工業有限会社
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第９５号**
千葉県銚子市内浜町1546番地
破産者　有限会社宮内エンジンサービス工業
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１４３６号**
名古屋市北区柳原１丁目14番22号
破産者　株式会社ＭＦＳ
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１８１９号**
名古屋市中区大須４丁目９番79号
破産者　有限会社ボトホザ
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２８８号**
大阪府羽曳野市野205番地の192
破産者　有限会社ナンノ建設
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第３５８号**
静岡県沼津市大岡800番地の８
破産者　共栄産業株式会社
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第８８号**
山口県周南市橋本町２丁目15番地
破産者　藤井　富子
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２８年（フ）第１４０号**
兵庫県西宮市一ケ谷町６番８－501号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区鎗屋町１丁目４番２号
破産者　株式会社ルーテック
1　破産債権の届出期間　平成28年７月28日まで
2　一般調査期日　平成28年９月16日午前10時30分
平成28年７月１日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第２０１０号**
愛知県春日井市上条町１丁目１番地　マンション横井303号
破産者　喫茶903こと　熊谷　珠一
1　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
2　一般調査期日　平成28年９月29日午後２時45分
平成28年６月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３９号**
兵庫県尼崎市塚口町４丁目17番地の３
破産者　株式会社アオヤマ
1　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
2　一般調査期日　平成28年９月30日午前10時45分
平成28年７月１日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第１７３号**
熊本市南区孫代町144－３　孫代ハイツ103号室、開始決定時の住所熊本市西区花園１丁目20番44号
破産者　鐘ケ江順子
1　破産債権の届出期間　平成28年８月２日まで
2　一般調査期日　平成28年９月６日午前10時
平成28年７月１日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１３号**
佐賀市大和町大字久池井4075番地　フルーリＹＡＭＡＴＯ　103
破産者　海外　英徳
1　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
2　一般調査期日　平成28年９月１日午後２時
平成28年６月30日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第３４５号**
大津市美空町１番25－203号、開始決定時の住所滋賀県野洲市大篠原1806番地３
破産者　岸　　輝夫
1　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで
2　一般調査期日　平成28年９月16日午前10時
平成28年７月１日　　大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１４８号**
奈良県山辺郡山添村大字中之庄1909番地
破産者　株式会社上村建材店土木
1　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで
2　一般調査期日　平成28年９月27日午前10時
平成28年７月１日　　奈良地方裁判所

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第８号**
沖縄県中頭郡読谷村字長浜1110番地　ヴィラージュせなは
破産者　大城　道仙
免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
平成28年６月30日　那覇地方裁判所沖縄支部

## 特別清算終結

**平成２７年（ヒ）第２０２３号**
東京都千代田区大手町１丁目８番１号
清算株式会社　ワイエム企画株式会社
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算協定認可

**平成２８年（ヒ）第２号**
埼玉県草加市柿木町725番地
清算株式会社　株式会社エスケイエス
代表清算人　沼口　孝次
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別表の弁済額欄記載の金員を弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
さいたま地方裁判所越谷支部